

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年12月17日（木曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前11時 5分 散会

## 付託事件

議案第150号、議案第158号、議案第159号、議案第168号、議案第176号（ただし、第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第150号 水戸市職員の自己啓発等休業に関する条例
- ② 議案第158号 指定管理者の指定について（水戸芸術館）
- ③ 議案第159号 指定管理者の指定について（水戸市国際交流センター）
- ④ 議案第168号 指定管理者の指定について（総合運動公園等）
- ⑤ 議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）

## 2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼人事課長	天 野 純 一 君
総務法政課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君

財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 い つ み 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 ス ポー ツ 課 長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体 育 施 設 整 備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新 市 民 会 館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男 女 平 等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	新 ご み 処 理 施 設 整 備 課 長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼 課 長 補 佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------------------	---------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第150号ほか4件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに執行部に提出議案の説明を求め、その後質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております、議案第150号ほか4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、11月27日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部からの提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。

初めに、議案第150号 水戸市職員の自己啓発等休業に関する条例について、執行部から説明願います。  
天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 議案書①の1ページをお開き願います。

議案第150号 水戸市職員の自己啓発等休業に関する条例につきまして、人事課提出資料により御説明を申し上げます。

1の制定理由でございますが、地方公務員法に基づく自己啓発等休業制度を新たに導入することに伴いまして、職員の大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業に関して必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容についてでございますが、(1)の自己啓発等休業の承認及び期間につきましては、第2条及び第3条で大学等課程の履修または国際貢献活動のための休業を申請した職員に対しまして、公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認めたときは、最大3年の休業を承認することができる規定としてございます。

(2)の休業の期間の延長につきましては、第7条で最大3年の期間内で1回に限り延長を申請できる規定としてございます。

(3)の休業の取消しにつきましては、第8条で自己啓発等休業の取消しの事由について定めてございます。

(4)の職務復帰後における号給の調整につきましては、第10条で大学等の履修または国際貢献活動の内容が職務復帰後の職務への有用性により、号給を調整することができる規定としてございます。

(5)の準備行為につきましては、附則の第2項で条例の施行期日前に休業の承認の申請、その他必要な行為ができるものとしてございます。

(6)の水戸市職員定数条例の一部改正につきましては、附則の第3項で自己啓発等休業者を定数外に置くことができるよう改正するものでございます。

(7)の水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、附則の第4項で上下水道局の企業職員におきましても、同様の自己啓発等休業制度を導入するため、改正するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年4月1日としてございます。

2ページから3ページに参照条文を、4ページに水戸市職員定数条例の新旧対照表を、5ページに水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表をそれぞれお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第158号 指定管理者の指定について（水戸芸術館）について、執行部から説明をお願いします。

三宅文化交流課長。

○**三宅文化交流課長** それでは、議案書①の21ページをお開き願います。

市議会議案第158号 指定管理者の指定につきまして、文化交流課提出参考資料により御説明申し上げます。

水戸芸術館におきましては、現在、指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末で指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づき御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸芸術館でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市芸術振興財団でございます。所在地は水戸市五軒町1丁目6番8号で、代表者は理事長、森英恵でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○**小泉委員長** 次に、議案第159号 指定管理者の指定について（水戸市国際交流センター）について、執行部から説明をお願いします。

三宅文化交流課長。

○**三宅文化交流課長** 続きまして、議案書①の23ページをお願いいたします。

市議会議案第159号 指定管理者の指定につきまして、文化交流課提出参考資料により御説明申し上げます。

水戸市国際交流センターにおきましては、現在、指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末で指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づき御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称は、水戸市国際交流センターでございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市国際交流協会でございます。所在

地は水戸市備前町6番59号で、代表者は理事長、阿部真也でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第168号 指定管理者の指定について（総合運動公園等）について、執行部から説明を願います。

青山技監兼体育施設整備課長。

○**青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** それでは、議案書①の45ページをお開き願います。

市議会議案第168号 指定管理者の指定について（総合運動公園等）につきまして、市民協働部体育施設整備課提出参考資料1により、御説明させていただきます。

現在、市の体育施設につきましては、指定管理者制度を導入しておりますが、令和3年3月末に指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づきまして御提案するものでございます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)総合運動公園、(2)千波公園のうちテニスコート、(3)青柳公園をはじめ、資料記載の(1)から(13)の施設でございまして、全体で27の施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会、所在地は水戸市見川町2256番地、代表者は理事長、清水修でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

また、前回の委員会におきまして、御請求をいただいております資料につきましては、参考資料2として提出させていただいております。

参考資料2を御覧願います。

まず、1ページには、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、主な施設内容及び所在地を示しております。

ページを返していただきまして、2ページには各施設の位置図を、次の3ページには令和元年度におきます各施設の管理運営費について掲載してございます。全体を8施設に分類いたしまして、施設ごとの管理費用の内訳として、人件費、消耗品費や光熱費等の需用費、施設の清掃、警備、設備の点検業務等の委託料、その他の経費に分けまして、全体で9億6,945万円となっております。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案並びに第1表中歳出中第2款総務費及び歳入について、梅澤参事兼財政課長お願いします。

○**梅澤財務部参事兼財政課長** それでは、議案書①の69ページをお開きください。

市議会議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億4,540万円を追加し、総額を1,566億4,595万8,000円とするものでございます。

第2条では債務負担行為の追加、第3条では地方債の変更を行うものでございます。

ページを返していただきまして、70ページの第1表歳入歳出予算補正で款項ごとの補正額等を示しております。

議案の部分の説明は以上でございます。

それでは、歳入歳出予算の補正について御説明いたしますので、議案書②、令和2年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開きください。

まず、歳出から説明させていただきます。

上段の2款総務費1項総務管理費2目財政管理費につきましては、地方財政法に基づき、令和元年度の決算剰余金の2分の1以上の額である15億4,800万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。その積立てにより、本年度末の基金の残高は約26億2,500万円となる見込みでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。1枚前の2、3ページをお開きください。

歳入でございます。

まず、上段、16款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金につきましては、千波湖導水施設整備の財源として1億7,415万円の増額をするものであります。

17款県支出金1項県負担金3目土木費負担金につきましても、千波湖導水施設整備の財源であり1億642万5,000円の増額としております。

21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正に要する一般財源として15億6,072万5,000円の措置をするものであります。

最下段でございます。23款1項市債につきましては、4目農林水産業債を那珂川沿岸地区農業水利事業、5目土木債を千波湖導水施設整備事業それぞれの増額に伴う財源といたしまして、市債総額で1億410万円の増額を行うものであります。

歳入までの説明は以上であります。

○**小泉委員長** 次に、第2表債務負担行為中水戸芸術館管理運営に係る債務負担及び水戸市国際交流センター管理運営に係る債務負担について、三宅文化交流課長。

○**三宅文化交流課長** それでは、議案書①の71ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正の上から2行目の水戸芸術館管理運営に係る債務負担につきましては、議案第158号の指定管理者の指定に伴いまして、指定期間の令和3年度から令和7年度までの5年間の管理運営費について、限度額を11億7,750万円と設定するものでございます。

次に、上から3行目、水戸市国際交流センター管理運営に係る債務負担につきましては、議案第159号の指定管理者の指定に伴いまして、指定期間の令和3年度から令和7年度までの5年間の管理運営費について、限度額を1億4,700万円と設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** 次に、総合運動公園等管理運営に係る債務負担について、青山技監兼体育施設整備課長。

○**青山市民協働部技監兼体育施設整備課長** 同じく、議案書①、71ページを御覧願います。

第2表債務負担行為補正のうち、最終行の総合運動公園等管理運営に係る債務負担につきましては、議案

第168号の指定管理者の指定に伴いまして、指定期間の令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の管理運営費について、限度額を45億650万円と設定するものでございます。

〔「令和7年じゃねえの」と呼ぶ者あり〕

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 令和8年でございます。

令和7年度で、期間につきましては、令和8年3月31日まででございます。

〔「令和3年度から令和8年って言うのはおかしかったですけれども、年度で言えば、令和3年度から令和7年度までっていうふうに」と呼ぶ者あり〕

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 申し訳ございませんでした。

期間につきましては、令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、第2表債務負担行為補正中当委員会所管分以外及び第3表地方債補正について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 では、同じく71ページの債務負担行為補正のうち、総務環境委員会以外の委員会所管分について、御説明いたします。

まず、1行目の水戸の桜まつりに係る債務負担につきましては、桜の開花時期である3月末からのライトアップ経費につきまして、限度額300万円を設定するものでございます。

4行目の水戸市福祉ボランティア会館から、下から2行目でございます9行目の水戸市立東部図書館等までの6つの事項につきましては、いずれも指定管理者の指定の議案に伴う債務負担行為でございます。指定期間である令和3年度から令和7年度までの5年間の管理運営の限度額を記載のとおり設定するものでございます。

続きまして、下段の第3表地方債補正について、御説明いたします。

こちらは、市債の増額に伴う限度額の補正を行うものであり、農業事業は3億4,090万円から3億4,920万円へ830万円の増額、都市計画事業は28億650万円から29億230万円へ9,580万円の増額を行うものでございます。

債務負担行為、地方債につきましては、議案書②の補正予算に関連する説明書に記載しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第150号 水戸市職員の自己啓発等休業に関する条例について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 3点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、職員の自己啓発等休業に関する条例というもの、新設条例ですけれども、趣旨、目的、あ

るいはそもそも職員からの希望が現在あるのか、この休業を取れる人に何か条件はあるのかお聞きしたいと思えます。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、この制度の趣旨、目的についてでございますが、この制度につきましては、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員の自発性や自主性を生かした幅広い能力開発や、国際協力の機会を提供することで、意欲ある職員を支援し、組織の活性化を図ることを目的に設けるものでございます。

また、そのような制度を利用したいという職員がいるのかどうかということでございますが、今年度に入りまして、自己啓発等休業制度の利用について当職員から問合せがございましたことから、今後そのようなニーズが出てくる可能性があるものと判断いたしまして、来年度から制度を導入させていただきたく、今回提案をさせていただいたところでございます。

また、どのような職員が行けるのかというところでございますが、臨時的任用職員や任期付職員、非常勤職員以外の職員の方で、在職期間が2年以上の方、その職員の方が休業するに当たって、公務の上に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認められるときは、その方のこれまでの勤務成績や、その他の健康状態とか、そういったところを考慮した上で、承認するかを判断することになります。

以上でございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 公務に支障がないときとか、公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、今日の説明資料にも出ているんですけども、行き先としては大学とか国際貢献活動というふうになっておりますが、一口に大学と言いましてもたくさんの学部があると思いますし、国際貢献と言っても幅広いのかなというふうに思うんですが、公務に関する能力の向上ということはどういう、例えばどういう学校なら認めるとか、認めないとか、何かそういう条件づけもあるんでしょうか。その点はもう少し詳しく教えていただければと思います。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

特に学部を限定してはございませんが、例えば法務能力の向上を目指して法学部で学ぶとか、まちづくりについて社会科学系や地域生活系の学部で学ぶとか、いわゆる土地工学とか建築工学について工学部系の学部で学ぶなど、様々なケースがございますので、その都度、履修する過程の内容を確認した上で、その内容が公務に関する能力の向上に役立つのかどうかというところを勘案していきたいと考えております。

したがいまして、例えば職員の趣味に属するような能力の向上などはこの制度の対象外となります。

次に、国際貢献活動はどのようなものかということでございますが、今回の活動については、自主的な活動ではございますけれども、その活動が組織的に安全かつ円滑に行われることは担保されなければならないというふうに認識しておりますので、そのために国際貢献活動が組織的なプログラムの下で行われるものなのかどうか、あるいは現地での活動が安全かつ円滑に従事できるものなのかどうか、それから事前に十分な訓練や研修が行われるのかどうかなどを確認して承認することとしていきたいと考えております。



したがいまして、国などでもそうなんですけれども、当面はそのような条件が整っております独立行政法人国際協力機構、いわゆる J I C A が行う開発途上地域における奉仕活動への参加を想定しているところがございます。それ以外の団体の活動への参加について申請があった場合につきましては、先ほど申し上げました組織的活動とか、安全性、円滑性、事前研修などについて担保ができる状況かどうかを確認した上で承認をしてみたいというふうに考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 枠組みは大体理解しましたが、現実に行くとなると、現在の仕事から当然外れるわけですので、定数外に置くこともできるという条件があるようなんですけれども、実際問題として、行っている期間は給料が支払われないのかとか、戻ってきたときに休業期間中の評価というか、具体的に言うと待遇面とか、そういったものは不利益にならないのか。その点は3点目、聞きたいです。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

休業期間中の給与は無給でございますが、休業期間を終えて職務に復帰する際に、給料表のどの号給にするかを調整するためのルールを第10条で定めているところでございます。

大学の履修や国際貢献活動の内容により、個別に判断いたしますけれども、その内容が職務に有用であると認められるものについては、その期間を全て勤務したものとみなしまして、100分の100の換算率として、それ以外のものにつきましては、100分の50以下の換算率とするというふうな規定としてございます。

例えば、職員の場合、1年間勤務すると昇給がございますけれども、通常1年間の勤務で4号給の昇給となりますが、100分の100の場合と認められた場合には4号給、100分の50の場合だと2号給を昇給に準じて休養前の給料の号給から復職時に調整することができることとしてございます。

休業期間中は勤務をしておりませんが、大学等の履修や国際貢献活動の内容が、公務に関する能力の向上に役立つものであることから、その部分を考慮した規定となっております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 市の職員の資質向上であるとか、またいろんな貢献活動に当たるということで、非常にこれから大事な制度なのかなと思います。

ちょっと2点お聞きしたいんですが、大学等については大体この履修の年数というのは分かると思うんですが、海外協力隊のような活動について、これは、独立行政法人の中で派遣というのは、おおむね何年ぐらいなんですか。3年以内とここで規定してございますけれども、通常、何年ぐらいの派遣期間なのでしょう。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

J I C A で行っております国際貢献活動につきましては、派遣期間は長期のものと短期のものがございまして、長期の場合は原則2年、短期の場合は1年未満ということで1か月から2か月未満ということで、そういう制度があるというふうに聞いております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、2年の長期と短期を組み合わせても3年、そういったことも可能ということな  
んですかね。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 基本的にはどちらかということで決めていただくんですけども、原則長期  
の場合は2年なんですけれども、派遣期間以外に事前研修の期間が約半年間設定されておりますので、それ  
も踏まえて3年と考えているところでございます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。

あともう1点なんです、休業してそれぞれ履修や活動に当たるということなんです、報告の部分で、  
第9条に任命権者に対しての報告とあるんですが、これは当該職員が履修や活動を取りやめたり、支障が生  
じたりとか、そういった場合に報告しなければならないとありますが、例えばこれは実習が終わって、終了  
の報告であるとか、あと業務の報告、こういう業務に当たってこういうことをしてきてこういうことになり  
ました。そういう報告というのは最終的にされるんですか。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 最終的な結果については、当然戻ってきてから報告を受ける形になると思  
いますし、途中におきましても、行きっ放しというわけではなくて、こういった事情がなくても定期的に連絡  
を取ることで、意思の疎通を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

滑川委員。

○滑川委員 3点だけ御質問をさせていただきます。

まず1点目が、主な内容として大学や国際貢献活動ということなんですけれども、例えば営利を伴うもの  
というか、行った先でお給料が出たりとか、そういったちょっと営利活動になってしまうようなことは駄目  
ということよろしいでしょうか。そこをちょっと御確認させていただきます。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

休業期間中ですので、当然収入がなくなってしまう状況ではございますので、営利企業等の従事許可を申  
請いただければ認める場合もございます。ただ、その内容が兼業したことによりまして、本来の就学とか、  
貢献活動の時間を損なうような場合につきましては認められない場合もございます。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

あともう1点で、あくまでも本人からの申出のみということでしょうか。例えば勉強してこいという形で  
上司からそういったものを促すとか、そういったことがあるのか、それともあくまでも本人からの申請のみ  
なのか、そこをちょっと御確認させていただきたいと思います。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 こちらの休業を申請するのは本人だけになります。

○小泉委員長 滑川委員。

○滑川委員 ありがとうございます。

あと最後に、この3の施行期日のところに書かれているんですが、準備行為は施行日前に行うことができるといふことで、この準備行為というのは具体的にどういったことか教えていただきたいと思ひます。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

準備行為と申しますのは、例えば4月から大学に入学して、休業を取りたいという申請を前年度のうち、前もって申請を出していただいて、それを承認するかどうかを決めていく行為でございますので、事前にそういう申請書を出していただくとか、そういうことのために事前の準備行為ができるような規定にしております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ここに該当する問題で、今までにも高橋市長も行ったこともあるだろうし、あと通常国内では今もやっている自治体がある、それもこれに適用するの。

○小泉委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 今回のものは、あくまでも自己啓発等の休業でございまして、本来職務として有給で職員を海外に派遣したり、大学に通わせる制度もございまして、それとは違ひまして、それと別で本人がそういう機会を設けて学びたいということを支援していこうという制度でございまして、業務としてやるものとはまた別のものがございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 通常日本の大学は4月からですが、うちの弟の娘もアメリカの大学に行っているわけですが、大体9月からですから、そうすると4月から9月まで6か月の研修期間っていう形になると思うんです。それは、行きたいという意思表示と同時に、相手校が入学を認めるよという許認可の、例えばレベルがありますから、日本語をやっていたと、急にフランスに行ってフランス語が通常どおり大学の能力があるかないかというものは通常では日本で幾らできてもできないわけです。だからそういう大学の裁量というか、入学許可という見込みがあつてやるのか、それとも本人の意思でやるのかという。例えばNGOとか今の宇宙ロケットで筑波宇宙センターでNASAに行きたいとかそういう場合も、相手からある程度なければ許可にならないわけです。そうするとあとはレベルの問題があるので、博士号はもちろん持っているだろうけれども、そのランクに問題が。そういう場合に本人が意思表示をすればいいのか、それとも推薦状、採用というものがあつてしかるべきなのか、そういうのがもちろん人事課としては、行きたいという意思表示じゃなくて、入れるという見込みで証明というものは必要なんですよ、その辺はどうなんですか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

もちろん本人の行きたいという気持ちだけでは当然行くことはできませんので、入学試験に合格するとか、国際貢献活動であれば、ボランティア活動の選考に当選するとか、そういう条件が整わなければ活動が行えませんが、そういう実態も確認した上で、申請をしていただくという形になります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃあ、条例に入るけれども、第4条で括弧書きで大学等教育施設、第5条が奉仕活動と、第6条が自己啓発等休業の承認の申請と書いてあるわけです。こういうのは、全体のこの条例の条件を満たせばいいというのか、それともこの中で1個該当すればいいのか、これはどうなんですか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

第4条につきましては、こういった教育機関での就学が認められるのかというところを規定してございまして、この中のどれかに該当すれば、認められるケースがございます。第5条につきましては、1号につきましては、先ほど申し上げたJICAの活動の話でございます。2号につきましては、それ以外で、今想定できるものとすれば、例えば国際親善姉妹都市の団体等と提携してやるような活動がもしあったとすれば、そういった活動が該当するのかなと思いますので、それらのどれかに該当すれば、承認の申請ができるというような形になります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 最後に、この条例が提案されたということは、水戸市独自でやっているの。国の主導でやっているの。水戸市の来年度の該当者があるのかなのかということだけ。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

こちらの制度につきましては、地方公務員法で制度の規定がございまして、詳細につきましては、各自治体が条例で制定して決めればいいのかということになっておりまして、今年度、職員の方からこういった制度条例があれば活用できるかどうかということをお問合せいただいたものですから、今後ニーズがあるんじゃないかというふうに判断いたしまして、提案をさせていただいたところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 最後なんですけど、一生懸命外国で勉強して、終わったらほかの自治体とか会社へ行っちゃったというような人も今まではおられたわけです。だから、水戸市に入庁したのは何だ腰かけなのかと、一生懸命養成して、最後はいなくなっちゃったよと。人間の問題ですから拘束力はないと思うんだよね。ただ、我々としては、じゃ、海外へ国際協力機構でも行きますとか、大学留学するのに、市の職員であって一時休業して行くんですと、必ず戻ってくるんです、また戻って来て水戸市へ奉仕しますというような一筆、そういうものはないんですか。

○小泉委員長 天野人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

福島委員が御心配されていることは当然のことと思いますが、一筆書くかどうかは別といたしまして、この制度の趣旨が、戻ってきてから職務にその能力を活用できるかどうかということを経験していきということでございますので、まずは戻ってきていただいた上で仕事をするを前提に認める形になるかと思えます。

そういうことを前提に承認をしてみたいというふうに思っております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第150号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第158号 指定管理者の指定について（水戸芸術館）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 水戸芸術館について、水戸市芸術振興財団に指定管理を継続するというので、非公募は当然だろうと思っていますけれども、しかし、区切りとして新しく指定するということですので、これまでの5年間の評価あるいは利用者の満足度とか利用状況についてどうであったのか、また今後5年間新しく指定するに当たって、水戸市としての方向性について、水戸市芸術振興財団とどのような協議をしているのか、何かあればお示ししたいと思えます。

○小泉委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、5年間における来場者数の推移と事業の評価でございますけれども、まず利用状況につきましては、直近5年間で申し上げますと、各年度において増減はございますけれども、おおむね20万人の方に御来場、御利用をいただいているところでございます。

また、事業の評価でございますけれども、水戸芸術館においては、本市の芸術文化の振興に資する事業、それから施設の維持管理など、適正に行われておりまして、積極的にまちの活性化にも寄与しているものと評価をしているところでございます。

また、利用者に対するアンケートにおきましても、事業内容やサービスの提供の満足度について8割以上の方に高い評価をいただいているところでございまして、指定管理者が事業企画の充実に努めるとともに、適切な施設の管理運営を行っているものと考えてございます。

また、再指定に当たっての今後の方向性、考え方につきましては、引き続き、音楽、演劇、美術をはじめ、指定の芸術分野にとらわれない自主事業を展開いたしまして、本市の芸術文化の創造と振興にさらに寄与していくこととあわせて、より一層市民の方から支持、利用される運営を目指していきたいと考えております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第158号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第159号 指定管理者の指定について（水戸市国際交流センター）について、質疑のある方は発言を願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第159号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第168号 指定管理者の指定について（総合運動公園等）について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 運動公園も水戸市ばかりじゃなくて、ひたちなか市とかいろいろ広域にわたって連携しております。

そういう中において、前の契約と、あとそういう広域に分かれる施設の利用をお互いに認めているわけがあります。そういう中で、問題は別にあるわけではないんですが、ただ、経費や人事管理費やそういう問題で今までと変わった点があるのかどうか、その辺を、資料は出していただきましたが、金額が9億6,945万円ということでございますけれども、現実に本当の管理費というのは人事管理費とあと維持管理費があるわけでありまして、そういう面では、施設が大きくなればなるほど樹木の伐採や、樹木の管理、それから駐車場等、それに施設に関する管理の問題もあるわけです。

資料を見ますと、ここには人件費、需用費、委託料になっておりますけれども、年数がたてばたつほど樹木も大きくなりますし、樹木の伐採や管理費も上がっていくわけでありまして。

また、施設にしましても、時がたてばたつほど老朽化して、建物の補修修繕や、それに係る経費がかかるわけでありまして。これからの5年間、将来の推移は上がっていくんじゃないかと思いますが、そういう面での試算というのは分かるかな、分からないかな。これは、全部指定管理にするわけで、5年間のほうに費用が入っていますが、本当にこれで大丈夫なのかという心配もあるわけです。

だから、例えばこの中で水戸市立競技場と水戸市立サッカー・ラグビー場というのは別なんですか。一体であると思っているんですが、これはどうやって分離しているのか、その辺だけちょっとお尋ねしますが。

○小泉委員長 青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

今回の費用の分類につきましては、市民運動場には無人等の施設がございまして、それらについてはスポーツ振興協会の事務所の管理実態にあわせて、8つの施設に分類をさせていただいております。

運用上、先ほどの総合運動公園とサッカー・ラグビー場につきましても、それぞれの事務所のほうに職員を配置してございまして、また、それぞれの施設の需用費とか施設の管理に伴う外部への委託料等を分類して計上しているものでございます。

また、最初の御質問のほうの管理経費のうち、樹木等が大きくなったりとか、施設がだんだんと老朽化いたしまして、その管理経費が膨らんでいくのではないかという御質問ですけれども、今回の債務負担行為の限度額の設定につきましては、本年度のスポーツ振興協会の委託料を基本としておりまして、樹木等についても毎年度スポーツ振興協会から上げられてきます予算によって査定をしていくわけですけれども、スポーツ振興協会のほうで、樹木等の管理についても業者からの参考見積りをいただきながら毎年の推移で予算要望をさせていただいております、それを勘案しまして今回の限度額を設定させていただいております。

また、施設の修繕につきましては、施設の管理協定で小規模な修繕はスポーツ振興協会のほうで行っていただいているんですけれども、施設の老朽化などの大規模な修繕につきましては、市で負担することとして

おりますので、よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今のとちょっと関連をしているんですけども、1つは管理運営に要する費用という、頂いた資料にある需用費というのは、いわゆる業務を行う事務的な費用という理解でよろしいでしょうか。債務負担のほうは、先ほど来、議論がいろいろあった樹木とか小規模な修繕という意味でよろしいでしょうか。というのは、ここにあるテニスコート、常澄にもテニスコートなどがありますが、例えば照明がつきづらいついて修繕していただいたこともありますけれども、小規模と大規模の区分けというのはなかなか難しいんじゃないかと思ったりもするんですけども、額で決めているのか。つまり現場で市民からいろいろ要望を聞くのはスポーツ振興協会の方々だと思うんですけども、速やかに修繕されるかということそれは予算がないのかという場合もあるんじゃないかと、これは想像ですけども。そういう場合の市とのすり合わせとのか、その点はどういうふうになっているのかということをお聞きしたい。

○小泉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの需用費、委託料の内訳の内容につきまして、需用費には各施設の消耗品や印刷製本費、それから光熱水費あるいは施設の簡易な修繕料を含んでございます。

また、委託料につきましては、清掃委託、あるいは施設の保守点検等の外部への委託料となっております。

あと、2点目の御質問の修繕に関しては、小規模な修繕、あくまでもおおむねなんですけれども、スポーツ振興協会のほうと額的なものは定めてございませんけれども、今までの統計上では30万円程度の小規模なものについてはスポーツ振興協会のほうで負担していただいておりますけれども、それ以上の額のものについては、市のほうで原則として修繕をしているものでございます。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 アダストリアみとアリーナの開設が去年4月からでしたか、1年以上はやっているということですが、それによってスポーツ振興協会さんの人員体制とかは拡充されたんでしょうか。これはまさに人件費が出ていますけれども、職員の増員要望とかそういうのは現実にあるのか、あるいは市としてはどういったふうにはそれは対応しているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○小泉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

まず、東町のところにあるアダストリアみとアリーナの人員につきましては、スポーツ振興協会さんのほうで正職員3名の増員、あるいは臨時職員とパート職員で施設のほうは対応させていただいております。

人員につきましては、原則定数の管理をさせていただいております。業務内容や施設の増加がない場合、現状維持の定員で管理させていただいておりますけれども、毎年協議いたしまして、特別な事業を行っていく場合であるとか、施設の増減があった場合、またそれに伴います定数の管理につきましては、年度ごとに協議させていただいております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第168号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 1点だけ、これは歳入になるんですけども、国、県、市で分かれている千波湖導水施設整備事業費というのがありますが、約17億円が21億円に増えるという説明を聞きましたけれども、今回の補正は3億8,700万円ということになっていますが、財源、歳入の根拠を、それぞれ国、県、市の関係について御質問したいと思います。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

議案書②、補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

御質問がありました千波湖浄化経費につきましては、今回歳出の補正でございますが、3億8,700万円の増額としております。

ページを1枚戻っていただきまして、こちらに対する財源としては、3つを見込んでおります。まず、国庫支出金でございます。千波湖導水施設整備事業費補助金として1億7,415万円を国庫補助で見えております。この積算根拠としましては、先ほどの3億8,700万円の45%に当たる経費が1億7,415万円でございます。続きまして、県支出金、県の負担金も予算計上しております。こちらの積算根拠につきましては、3億8,700万円から国庫補助の1億7,415万円を差し引いた2億1,285万円の半分、2分の1を県の負担として見込んでおります。これが1億6,425,000円となります。そして、県と同額の負担、1億6,425,000円に対する市の負担でございますが、このうち90%を市債の発行で賄っております。積算根拠としましては、1億6,425,000円の90%で9,580万円と見込んでおります。

歳入の説明は以上であります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 基本額が9億1,700万円で、これは最終的には1億7,400万円、それから県のほうは5億400万円の2分の1でという感覚なんだけれども、トータルでは幾らになるの。足せばいいわけ、違うでしょ。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいま御質問がありました国庫補助金の起債でございます。

基本額として9億1,700万円の10分の4.5ですので45%で、トータルで4億1,265万円となります。そして、当初予算で既に2億3,850万円を計上していますので、補正額としましては、差引き1億7,415万円となるものでございます。



同様に、県負担金も当初予算で1億4,575万円を計上しておりますので、今回、補正後で2億5,217万5,000円とする見込みでございますので、差引き1億642万5,000円としております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、千波湖導水施設というのはどこに造るの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 千波湖導水事業につきましては、霞ヶ浦導水から那珂川の水を桜川へ導水しまして、桜川から千波湖への新たな水路を造っているところであります。主に、埋設管で整備をしておりますが、桜川から千波湖までのルートを新たにもう1系統整備、既に1系統ございまして導水しているところですが、水量が増えますので、もう1系統増設をしているという事業の内容でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、千波湖の水量は30万トンなんだけれども、1秒何トンの水量で浄化ができるの。分からないの、それは。

そして、結局は千波湖がアオコが入らない、きれいになる、そういう感覚であると思うんだけど、そうしますと、毎秒何トンの水量で千波湖の30万トンを全部入れ替えるのに何日かかるとかそういうのはないの。それは建設企業委員会じゃないと分からないの。いやいやだけど、やっぱり金額なんだから、この水が霞ヶ浦導水によって那珂川から上げられて、それを1級みなし河川である桜川へ来て、そして千波湖を浄化してまた那珂川へ行くという形になるんだから、金だけはそういうことかもしれないけれども、その内容が、分からなきゃいいよ委員長。

〔「毎秒3トンですよ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 毎秒3トンだとあそこで……

〔発言する者あり〕

○福島委員 だから、これまだ導水をやって変わっているんだよ。変わっているということは、流入量どのぐらいかと。というのはこれからは年中通してやるだけじゃないでしょう。例えば、田植時期や田んぼがあるときには、一々これは止めるわけですよ。ですから、この後渇水期も入らないわけです。今回はこれを予算措置することによって、どのようになるのか明確なことが分からなければ明日でもいいけれども、よく調べて言ってくれないと。これはどのようになって、どうなるのかという内容を説明してもらいたい。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 今回の導水施設につきましては、霞ヶ浦導水の整備に伴いまして、毎秒3トンに増設するというのが事業の概要でございます。今1.数トンの導水設備しかございませんので、その増設を行っているというのが事業の概要でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、霞ヶ浦導水ができれば、通年でできるの。俺はまだ開通しないからそれはないと思うんだけど。そうすると、通年でできれば、我々心配するのは桜川をみなし1級河川にして、導水したわけです。そうすると、今もアオコが張って悪臭が出ますとか、そういうのはこれによってどこまで解消できるんだと。要するに1年間通年でできるのかと、それとも霞ヶ浦導水ができれば、また田植やそういう時

期はずっと水が入らないわけですよ。だからいつも夏場にアオコが出て騒ぐわけなんですよ。それをなくすために導水というのはやっているわけだから。

だから、毎秒3トンというのは1年間ずっと流し続けられるの。これはどうなの。

○小泉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 機能的には通年導水が可能でございまして、先ほどアオコの話でございましたが、それは桜川のラバーダムの関係で、水の出し入れがございまして。ただ、それも千波湖には水が3トン入る予定になっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 毎秒3トン入ると、千波湖は何日で全部入れ替えられるの。

○小泉委員長 その辺はもう確認して明日……

○福島委員 そうそう、だから財政課長なんだろう。財務部なんだから。千波湖浄化の所管じゃないから分からない部分については、ちゃんと調べて明日明確に答えて。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

○福島委員 1年間流せるんです、流せないんですか。毎秒3トンと言うと1秒当たりどのぐらい出ているのかと。そうすると1週間で10万トンとか30万トンとか流れるという説明をお願いします。

○小泉委員長 では、明日、そういったことで詳細な説明をお願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、議案第176号につきましては、一部を除きましては質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第176号を除いての質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おき願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前 11時 5分 散会